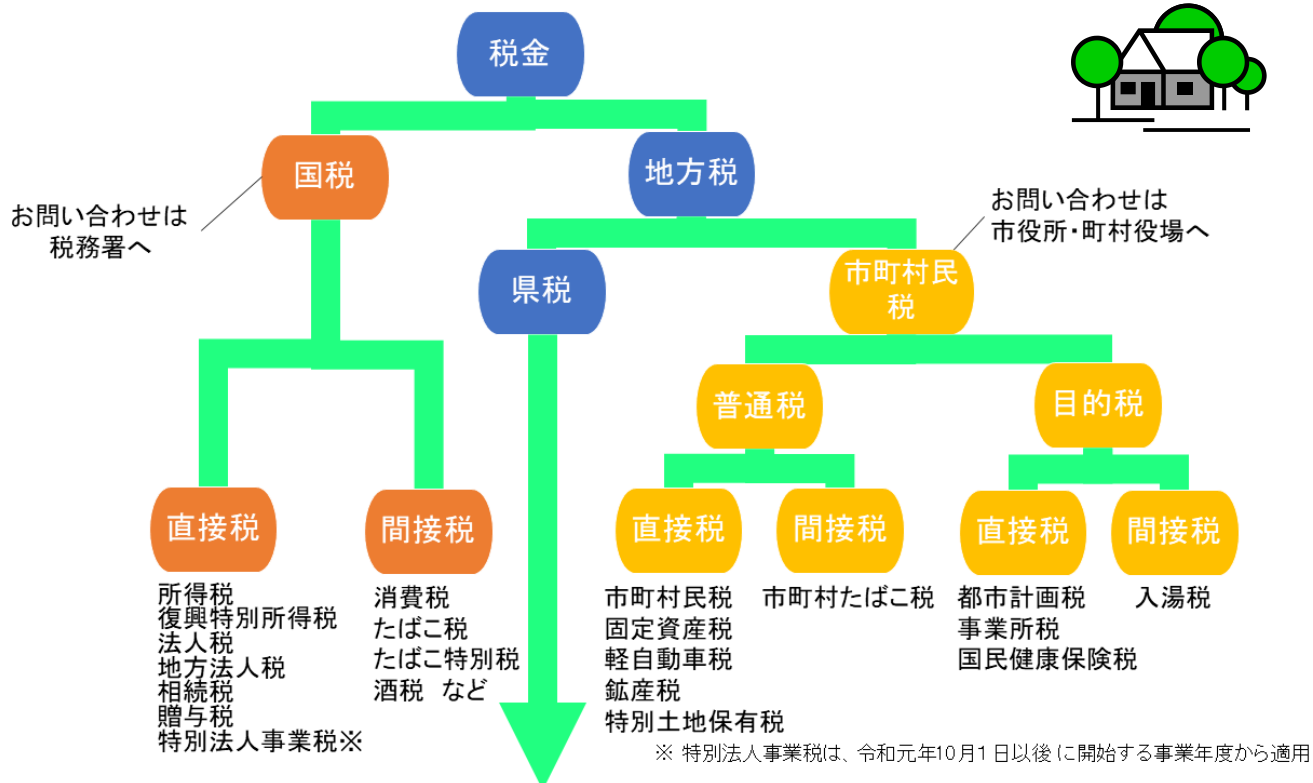


くらしと県税

<令和8年度版>

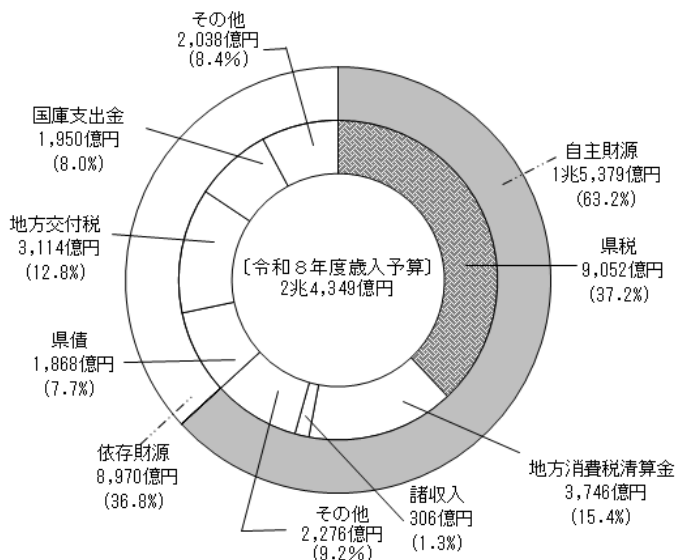
県では、県民の皆様の生活の安心と安全を図り、住みよい郷土とするために、教育、土木、福祉、医療をはじめ、文化、環境、産業などいろいろな分野にわたる事業を行っています。皆様から納めていただく県税は、こうした事業を進めるための主要な財源となっています。

○税金の種類について

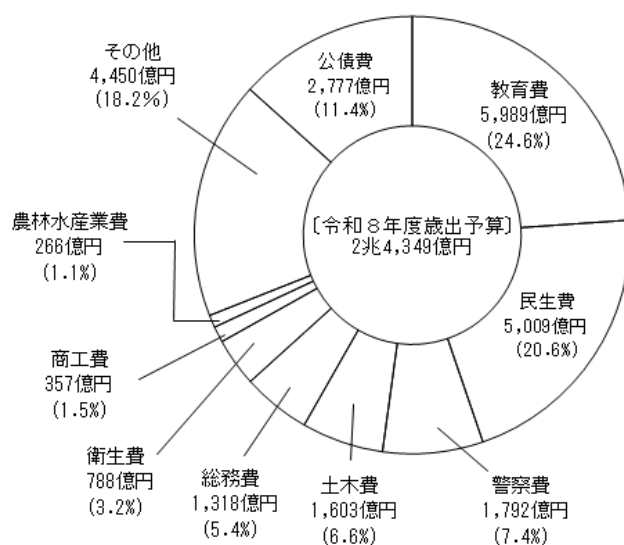


埼玉県の歳入・歳出から見た県税収入の割合や使いみち

○総予算のうち、県税収入は 37.2% を占めており重要な財源の一つとなっています！



○皆様のくらしに役立てられています！



※端数処理の関係で、合計とその内訳の合計が一致しないことがある。

埼玉県総務部税務課

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0209/>

目次

概要…………… 1	⑥個人事業税…………… 7	⑫地方消費税…………… 17	納期限の延長…………… 20
①個人県民税…………… 2	⑦法人事業税…………… 8	⑬軽油引取税	県税の減免 (主なもの)
②法人県民税…………… 3	⑧自動車税…………… 12	⑭ゴルフ場利用税…………… 18	延滞金…………… 21
③県民税利子割…………… 5	⑨不動産取得税…………… 15	⑮たばこ税	加算金
④県民税配当割	⑩鉱区税…………… 16	県税の納税窓口…………… 19	問合せ先…………… 22
⑤県民税株式等 譲渡所得割	⑪狩猟税	納税の猶予…………… 20	

県税のあらまし

～ 県民税 ～

この税金は、住みよい地域社会をつくるために住民みんなで負担する、いわば会費のような税金です。

① 個人県民税

この税金は、個人の市町村民税とあわせて住民税とよばれ、市町村で賦課徴収し、後で県へ払い込まれます。

○納める人 1月1日現在

- (1) 県内に住所のある人 … 均等割と所得割を納めます。
- (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている人で
その所在する市町村内に住所がない人 … 均等割を納めます。

○納める額 均等割：1,000円

所得割：(前年の所得金額－所得控除額) × 4% － 税額控除額

※さいたま市にお住まいの方は、2%

○各種所得控除

基礎控除 最高43万円（納税義務者の所得金額により、所要の調整が行われます。）	医療費控除 （次のいずれか一方のみ） 1. (医療費－保険金等による補填額)－(総所得金額等の合計額×5%又は10万円のいずれか少ない方の金額)※控除限度額200万円 2. セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） (スイッチOTC医薬品の購入費－保険金等による補填額)－1万2千円 ※控除限度額8万8千円 (平成29年1月1日～令和8年12月31日までに支払った費用が対象)
配偶者控除 最高33万円 老人配偶者 最高38万円（70歳以上の者） (納税義務者の所得金額により、所要の調整が行われます。)	社会保険料控除 支払った金額又は給与から控除される金額
配偶者特別控除 最高33万円（納税義務者・配偶者の所得金額により、所要の調整が行われます。）	小規模企業共済等掛金控除 支払った金額
扶養控除 33万円（16歳以上19歳未満の者又は23歳以上70歳未満の者） 特定扶養親族 45万円（19歳以上23歳未満の者） 老人扶養親族 38万円（70歳以上の者）うち本人や本人の配偶者の直系尊属で同居している場合は老人1人につき7万円加算	生命保険料控除 （最高7万円） 1. 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等） ・一般生命保険…最高35,000円※ ・個人年金保険…最高35,000円※ 2. 新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等） ・一般生命保険…最高28,000円※ ・個人年金保険…最高28,000円※ ・介護医療保険…最高28,000円※ ※ 支払った保険料に応じて算出
特定親族特別控除 最高45万円（19歳以上23歳未満で、給与収入58万円超123万円以下の者） (給与収入により、所要の調整が行われます。)※令和8年1月1日以降の所得に対する控除です	地震保険料控除 支払った保険料の合計額の2分の1に相当する額…最高25,000円
障害者控除 26万円（特別障害者は30万円、控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害の場合は53万円）	
ひとり親・寡婦控除 ひとり親 30万円 寡婦（寡夫） 26万円 ※いずれも合計所得金額が500万円以下の方	
勤労学生控除 26万円	
雑損控除 次のいずれか多い方の金額 (1) (損失額－保険金等による補填額)－(総所得金額等の合計額×10%) (2) 災害関連支出の金額－5万円	

○主な税額控除

調整控除

前年の合計所得金額が2,500万円以下である方については、税源移譲に伴う調整措置の一環として、所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、県民税所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられています。

区分	調整控除額
合計課税所得金額が200万円以下である場合	次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の2%（指定都市の場合は1%）に相当する額 ア 所得税との人的控除額の差額の合計額 イ 合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円を超える場合	アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（その金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の2%に相当する金額 ア 所得税との人的控除額の差額の合計額 イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

寄附金税額控除

ア 埼玉県共同募金会、日本赤十字社埼玉県支部又は所得税の寄附金控除対象のうち、県が指定した法人等へ寄附した場合

個人県民税の控除額＝（寄附金額（※1）－2千円）×4%（指定都市の場合は2%）

イ 都道府県、市区町村に寄附をした場合（ふるさと納税）

住民税の控除額＝A+B

A（基本控除）＝（寄附金額（※1）－2千円）×10%

B（特例控除（※2））＝（寄附金額（※1）－2千円）×（90%－所得税の税率（※3））

※1 総所得金額等の30%が上限

※2 住民税所得割額の20%が上限

※3 令和19年中の寄附までは、所得税の税率は復興特別所得税の税率を加えた率となります。

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用できます。特例の利用には、ふるさと納税をした各自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。ただし、ふるさと納税をした自治体数が5団体を超える場合には、この特例を利用できません。

この特例の適用を受けた場合は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に納税する住民税が減額される形で控除が行われます。

② 法人県民税

会社などの団体（法人）も個人と同じように権利を持ち義務を負います。また、いろいろな行政サービスを受けており、これらの経費を分担するため、税金を負担しています。

○納める法人

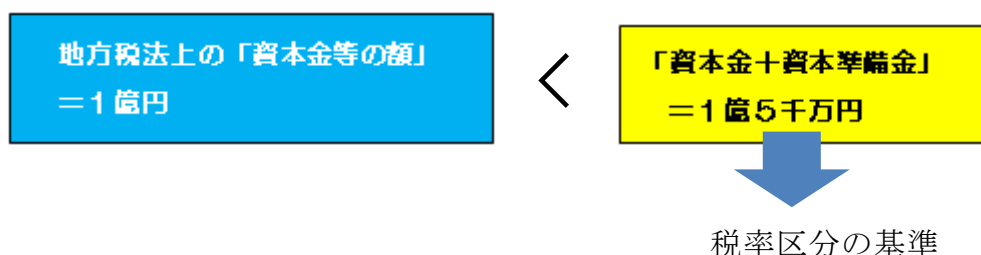
	均等割	法人税割
県内に事務所又は事業所を設けている法人（人格のない社団等又は公益法人などで収益事業又は法人課税信託の引受けを行っているものを含む）	○	○
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、県内に事務所又は事業所を設けているもの		○
県内に寮・保養所・集会所等のみを設けている法人	○	
県内に事務所・事業所又は寮等を設けている公益法人などで収益事業及び法人課税信託の引受けを行っていないもの	○	

○納める額

●均等割…資本金等の額によって決まります。

資本金等の額		均等割額
50億円超		80万円
10億円超	50億円以下	54万円
1億円超	10億円以下	13万円
1千万円超	1億円以下	5万円
1千万円以下		2万円

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、「資本金等の額」（地方税法23条1項第4号の5）と「資本金＋資本準備金」を比較し、「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」の合算額に満たない場合、均等割の税率区分の基準となる地方税法上の「資本金等の額」は、「資本金＋資本準備金」の合算額となります。



※この場合、正しい均等割は年13万円となります。

●法人税割…法人税額又は個別帰属法人税額を基準とします。

【平成26年9月30日までに開始する事業年度】

原則として、税率は5.8%です。資本金や出資金の額が1億円以下で法人税額又は個別帰属法人税額（分割法人については分割前の法人税額又は個別帰属法人税額）が1,000万円以下の場合は5.0%になります。

【平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度】

原則として、税率は4.0%です。資本金や出資金の額が1億円以下で法人税額又は個別帰属法人税額（分割法人については分割前の法人税額又は個別帰属法人税額）が1,000万円以下の場合は3.2%になります。

【令和元年10月1日以後開始する事業年度】

原則として、税率は1.8%です。資本金や出資金の額が1億円以下で法人税額又は個別帰属法人税額（分割法人については分割前の法人税額又は個別帰属法人税額）が1,000万円以下の場合等は1.0%になります。

（注意）2以上の都道府県に事務所・事業所がある場合は、課税標準である法人税額を、関係都道府県ごとの従業者数等を基準にあん分して、法人税割額を計算します。



③ 県民税利子割

金融機関などから支払を受ける預貯金の利子等に課される税金です。

平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債の利子等については、利子割の対象から除外され、配当割の対象となりました。

○納める人 県内に所在する金融機関の店舗等を通じて、利子等の支払を受ける個人が納めます。

○納める額 支払を受けるべき利子等の額の5%です。(このほかに所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%課税されます。)

○市町村への交付 県に納められた県民税利子割のうち約5分の3は、県内の市町村に交付されます。

④ 県民税配当割

平成16年1月1日以後に支払を受ける上場株式の配当等に課される税金です。

平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債等の利子等及び割引債の償還金(特定口座において支払われたものを除く)の差益は、配当割の対象となります。

○納める人 上場会社などから配当等の支払を受ける個人のうち、県内に住所を有する人が納めます。(事務手続上、上場会社などが配当等の支払の際に徴収し、納めます。)

○納める額 配当等の額の5%です。(このほかに所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%課税されます。)

○市町村への交付 県に納められた県民税配当割のうち約5分の3は、県内の市町村に交付されます。

⑤ 県民税株式等譲渡所得割

平成16年1月1日以後に発生する特定口座(源泉徴収あり)内における上場株式等の譲渡益について課される税金です。

○納める人 特定口座(源泉徴収あり)内で発生した上場株式等の譲渡益の支払を受ける個人のうち、県内に住所を有する人が納めます。(事務手続上、金融商品取引業者等が譲渡益の支払の際に徴収し、納めます。)

○納める額 譲渡益の額の5%です。(このほかに所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%課税されます。)

○市町村への交付 県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち約5分の3は、県内の市町村に交付されます。

○ 新 NISA 制度について

新 NISA は、18 歳以上（口座開設の年の 1 月 1 日現在）の居住者等が、令和 6 年以後に、非課税口座に係る特定累積投資勘定（つみたて投資枠）及び特定非課税管理勘定（成長投資枠）で取得した上場株式等について、その配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税となる制度です（年間投資額は、特定累積投資勘定（つみたて投資枠）が 120 万円、特定非課税管理勘定（成長投資枠）が 240 万円。また、生涯投資枠の上限が 1,800 万円（内数として特定非課税管理勘定（成長投資枠）のみの上限が 1,200 万円））。

特定累積投資勘定（つみたて投資枠）と特定非課税管理勘定（成長投資枠）は併用できます。

- （注 1） 非課税とされるのは非課税口座を開設する金融商品取引業者等を経由して交付される配当等に限られていますので、上場株式等の発行者から直接交付されるものは課税扱いとなります（ジュニア NISA においても同様です。）。
- （注 2） 非課税口座で取得した上場株式等を売却したことにより生じた損失はないものとみなされます。したがって、その上場株式等を売却したことにより生じた損失について、特定口座や一般口座で保有する上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益との損益通算や、繰越控除をすることはできません（ジュニア NISA においても同様です。）。

	つみたて投資枠 (特定累積投資勘定)	成長投資枠 (特定非課税管理勘定)
併用できます。		
対象年齢	18歳以上 (口座開設の年の 1 月 1 日現在)	同左
口座開設可能期間	制限なし	同左
年間投資上限額	120万円	240万円
非課税保有期間	制限なし	同左
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円 (注1) 簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能です。） (注2) 「成長投資枠」の上限は、内数として1,200万円です。	
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託（商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限ります。）	上場株式・公募株式投資信託等（高レバレッジ投資信託などの商品は、対象から除かれています。）
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし

～ 事業税 ～

事業を行う場合には、道路など各種の公共施設を利用するなどの公共サービスを受けています。この税金は、その経費の一部を負担していただくものです。

⑥ 個人事業税

個人の方が営む事業に対して課される税金です。

○納める人 県内に事務所、事業所等があり、事業を行っている人。

事務所、事業所を設けないで行う事業については、その事業を行う人の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものを事務所又は事業所とみなします。

○納める額 課税所得金額に事業の種類に応じた税率を乗じた額を納めます。

※ 課税所得金額＝総収入金額－必要経費－繰越控除額等－事業主控除（年290万円）

●税率

区分	事業の種類	税率
第1種事業	物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶ていけい場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業 以上37業種	5%
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業 以上3業種	4%
第3種事業	医業、歯科医業、薬剤師業、獣医業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業 以上28業種	5%
	あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業 以上2業種	3%

口座振替を御利用ください！

県税では、個人事業税の納税に口座振替が利用できます。口座振替を利用されますと、納期の最終日に金融機関が自動的に振替納税します。うっかり納税を忘れて延滞金がかかるという心配もなく、納期の都度納税に出向く手間も省け、便利です。

手続は簡単！納税通知書に同封されている口座振替依頼書に必要事項を記入し、郵便ポストへ投函するだけです。ぜひ、御利用ください。

なお、新たに口座振替を希望する方は、振替を希望する納期到来の2か月前までに手続を済ませてください。

【注意】口座振替の手続をされている場合でも、納税通知書は届きます。



埼玉県マスコット「さいたまっち」

⑦ 法人事業税

法人が行う事業に課される税金です。

○納める法人 県内に事務所・事業所を設けている法人

（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものや公益法人等で、県内で収益事業又は法人課税信託の引受けを行っているものや、法人課税信託の引受けを行う個人を含みます。）が、その行う事業ごとに以下のものを納めます。

上記の人が事業の種類に応じ、所得割・付加価値割・資本割・収入割を納めます。

事業の種類		所得割	付加価値割	資本割	収入割
ア イ、ウ及びエ以外の事業	外形標準課税対象法人（※）	○	○	○	
	上記以外の法人が行うもの	○			
イ 電気供給業（ウを除く）・ガス供給業（導管ガス供給業）・保険業及び貿易保険業					○
ウ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業	外形標準課税対象法人（※）		○	○	○
	上記以外の法人が行うもの	○			○
エ ガス供給業（特定ガス供給業）			○	○	○

※ 外形標準課税対象法人とは、資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人をいいます。（特別法人、公益法人等を除く）

※ アの外形標準課税対象法人について、令和 6 年 3 月 30 日以降の減資により資本金が 1 億円以下になった場合でも、資本金及び資本剰余金の合計額が 10 億円を超える場合には、令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から外形標準課税の対象法人となります。

また、資本金及び資本剰余金の合計額が 50 億円を超える法人の 100%子法人等のうち、資本金及び資本剰余金の合計額が 2 億円を超える法人については、資本金が 1 億円以下の場合でも、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から外形標準課税の対象法人となります。

○納める額

所得割は所得金額、付加価値割は付加価値額、資本割は資本金等の額、収入割は収入金額に次のページに記載されている税率を乗じた額を納めます。

～ 事業の種類等と税率 ～

事業の種類		法人の 区分	事業税の区分	税率（％）						
				平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで に開始する 事業年度	平成 28 年 4 月 1 日から令 和元年 8 年 9 月 30 日まで に開始する 事業年度	令和元年 10 月 1 日から令 和 2 年 3 月 31 日まで に開始する 事業年度	令和 2 年 4 月 1 日から令 和 4 年 3 月 31 日まで に開始する 事業年度	令和 4 年 4 月 1 日以後 に開始する 事業年度		
ア	イ ～ エ 以外の事業	① 外形標準課税対象法人（※1）	所得割（※2） 年 400 万円以下の所得	1.6	0.3	0.4	0.4	1.0		
			年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得	2.3	0.5	0.7	0.7			
			800 万円を超える所得	3.1	0.7	1.0	1.0			
			軽減税率不適用法人（※3）							
			付加価値割	0.72	1.2	1.2	1.2	1.2		
			資本割	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5		
		② 特別法人（※4）	所得割（※2） 年 400 万円以下の所得	3.4	3.4	3.5	3.5	3.5		
			年 400 万円を超える所得（※5）	4.6	4.6	4.9	4.9	4.9		
			軽減税率不適用法人（※3）（※5）							
		③ 普通法人（①及び②の法人を除く）。公益法人等。人格のない社団等	所得割（※2） 年 400 万円以下の所得	3.4	3.4	3.5	3.5	3.5		
			年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得	5.1	5.1	5.3	5.3	5.3		
			800 万円を超える所得	6.7	6.7	7.0	7.0	7.0		
			軽減税率不適用法人（※3）							
		イ	電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等並びに特定卸供給事業を除く）、ガス供給業（導管ガス供給業）、保険業、貿易保険業		収入金額	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0
			ウ	電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等並びに特定卸供給事業）	下記以外の法人	収入割	0.9	0.9	1.0	0.75
付加価値割							0.37	0.37		
資本割							0.15	0.15		
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人等	所得割					1.85	1.85			
	収入割	0.9		0.9	1.0	0.75	0.75			
エ	ガス供給業（特定ガス供給業（※6））		収入割	0.9	0.9	1.0	1.0	0.48		
			付加価値割					0.77		
			資本割					0.32		

- ※1 特別法人（地方税法第 72 条の 24 の 7 第 7 項に掲げる法人）、公益法人等、人格のない社団等、投資法人及び特別目的会社等は除きます。
- ※2 複数の都道府県に事務所等を有する法人の課税標準の区分は、関係都道府県に分割する前の所得金額によってください。
- 事業年度が一年に満たない場合、「400 万円」とあるのは「年 400 万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を 12 で除して計算した金額」と、「年 800 万円」とあるのは「年 800 万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を 12 で除して計算した金額」と読み替えてください。この場合の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、その端数を切り上げてください。
- ※3 軽減税率不適用法人とは、所得を課税標準とする法人については、事業年度終了の日の現状において、事務所等の所在する都道府県が 3 以上かつ資本金の額又は出資金の額が 1 千万円以上の法人、令和 4 年 3 月 31 日以前開始事業年度に係る外形標準課税対象法人については、事業年度終了の日の現況において、事務所等の所在する都道府県が 3 以上の法人をいいます。
- ※4 特別法人とは、地方税法第 72 条の 24 の 7 第 7 項に掲げる法人（医療法人、農業協同組合、信用金庫等）をいいます。
- ※5 租税特別措置法第 68 条第 1 項に規定する法人（特定の地域に居住する者を対象とする協同組合であって、主として物品供給事業を行うもののうち、組合員数が 50 万人以上、かつ、店舗の売上高が 1,000 億円以上であるもの）の税率については、地方税法本法附則第 9 条の 2 による特例があります。
- ※6 特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業（ガス事業法第 2 条第 9 項に規定するガス製造事業を行うものに限ります。）を行うガス製造事業者（導管ガス供給業を除きます。）が該当します。

地方法人特別税（国税）

法人の事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対して課する国税です。賦課徴収は都道府県が行います。令和元年10月1日以後開始する事業年度から廃止されています。

○納め人 法人事業税を申告納付する法人（法人事業税と併せて申告納付する。）

○納める額 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率

●税率

区 分	税率				
	平成 20 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までに開始する事業年度	平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに開始する事業年度	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度	平成 28 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日以後開始する事業年度
外形標準課税法人の基準法人所得割額	148%	67.4%	93.5%	414.2%	廃止
外形標準課税法人以外の法人の基準法人所得割額	81%	43.2%	43.2%	43.2%	
収入割額によって課税される法人の基準法人収入割額	81%	43.2%	43.2%	43.2%	

特別法人事業税（国税）

地方法人特別税は廃止され、令和元年10月1日以後開始する事業年度から課税されています。
法人の事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対して課する国税で、賦課徴収は都道府県が行います。

○納める人 法人事業税を申告納付する法人（法人事業税と併せて申告納付する。）

○納める額 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率

●税率

課税標準	法人の種類	税率（％）		
		令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税対象法人	260	260	260
	特別法人	34.5	34.5	34.5
	外形標準課税対象法人及び特別法人以外の法人	37	37	37
基準法人収入割額	電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等並びに特定卸供給業を除く）、ガス供給業（導管ガス供給業）、保険業、貿易保険業	30	30	30
	電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等並びに特定卸供給業）	30	40	40
	ガス供給業（特定ガス供給業）	30	30	62.5

⑧ 自動車税

自動車の所有者に対して課税される財産税の一種ですが、道路を使用することに対して、その整備費などを負担していただく性格も持っています。

○納める人 自動車(軽自動車などを除く)をお持ちの方です。※ただし、割賦販売契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にあるときは、買主である使用者の方が納めます。

○納める額 自動車の種類、用途、排気量などにより年税額が決められています。

●＜自家用乗用車＞※令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたもの

摘要		年税額（円）	75%軽減
総排気量	1,000cc 以下	25,000	6,500
	1,000cc 超 1,500cc 以下	30,500	8,000
	1,500cc 超 2,000cc 以下	36,000	9,000
	2,000cc 超 2,500cc 以下	43,500	11,000
	2,500cc 超 3,000cc 以下	50,000	12,500
	3,000cc 超 3,500cc 以下	57,000	14,500
	3,500cc 超 4,000cc 以下	65,500	16,500
	4,000cc 超 4,500cc 以下	75,500	19,000
	4,500cc 超 6,000cc 以下	87,000	22,000
	6,000cc 超	110,000	27,500

●＜自家用乗用車＞※令和元年9月30日までに初回新規登録を受けたもの

摘要		年税額（円）	15%重課
総排気量	1,000cc 以下	29,500	33,900
	1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500	39,600
	1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500	45,400
	2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000	51,700
	2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000	58,600
	3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000	66,700
	3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500	76,400
	4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500	87,900
	4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000	101,200
	6,000cc 超	111,000	127,600

●＜自家用トラック（乗車定員 4 人未満）＞

摘要		年税額（円）	グリーン化税制対象車（年税額（円））	
			おおむね 75%軽減	重課
積載量	1 t 以下	8,000	2,000	8,800
	1 t 超 2 t 以下	11,500	3,000	12,600
	2 t 超 3 t 以下	16,000	4,000	17,600
	3 t 超 4 t 以下	20,500	5,500	22,500
	4 t 超 5 t 以下	25,500	6,500	28,000

●＜自家用トラック（乗車定員 4 人以上）＞

摘要			年税額（円）	グリーン化税制対象車（年税額（円））	
				おおむね 75%軽減	重課
積載量 1 t 以下	排気量	1,000cc 以下	13,200	3,300	14,500
		1,000cc 超 1,500cc 以下	14,300	3,600	15,700
		1,500cc 超	16,000	4,000	17,600
積載量 1 t 超 2 t 以下	排気量	1,000cc 以下	16,700	4,300	18,300
		1,000cc 超 1,500cc 以下	17,800	4,600	19,500
		1,500cc 超	19,500	5,000	21,400

○グリーン化特例対象車（令和 8 年度）

●環境負荷の小さい自動車

1. 低公害車（電気自動車（燃料電池車を含む）・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車（平成30年排ガス規制適合又は平成21年排ガス規制からN0x10%低減達成に限る））（※1）

（※1）上記 1 については、税額をおおむね 75%軽減

※令和 8 年度のグリーン化税制により軽減された自動車税は、令和 7 年度に新車登録された自動車のみ適用となり、令和 9 年度以降は通常の税額になります。税額が軽減されるのは、新車登録の翌年度に限られます。

●環境負荷の大きい自動車

- ・新車登録から一定年数経過した自動車…ガソリン車（ハイブリッド車を除く）、LPG車：新車登録から13年を経過したもの
- …ディーゼル車：新車登録から11年を経過したもの

○減免 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの障害者のために使用する自動車で、一定の要件を満たすものについては、定められた期限までに申請することによって、障害者一人につき一台に限り、自動車税の一定額が減免されます。なお、定められた期限の後に申請された場合は、月割で減免となります。

○納税証明書

●自動車の継続検査又は構造等変更検査（車検）を受けるとき

自動車税に滞納があると車検証有効期限の更新ができません。

車検の際に国の運輸支局等において、自動車税の滞納がない旨を電子的に確認するため、原則として納税証明書の提示を省略できます。

ただし、納付後間もない場合など一部については電子確認ができません。このような場合は従来どおり、納税証明書を提示してください。納税通知書の右端が、自動車税の滞納がない旨を証する納税証明書になっており、コンビニエンスストア等の窓口で納付し領収印が押されると「納税証明書」として使用できます。大切に保管してください。

●名義変更、所有権解除等自動車に関する証明書

納税義務者本人が自動車税事務所、同支所（大宮、熊谷、所沢、春日部）又は最寄りの県税事務所に交付申請してください（運転免許証等で、本人確認をさせていただきます。）。交付手数料は400円です（委任される場合は、委任状が必要です。）。

○自動車税についてのQ & A

●手放した自動車の納税通知書が届いたのですが

自動車税は4月1日現在の登録に基づいて課税されます。自動車を譲渡したり、下取りに出したときには、必ず移転又は抹消の登録（申請）をしてください。登録の手続を代理人に依頼した場合は手続が完了しているかどうかを確認してください。

なお、4月1日以降に移転登録した場合、旧所有者に1年分が課税されます。

●転居して住民票を移したのに納税通知書が届かない

納税通知書は車検証に記載されている住所にお送りしています。転居した場合は住民票を移す手続だけでなく、転居先住所を管轄する運輸支局で車検証の住所変更の手続をしてください。

○登録手続については、埼玉運輸支局登録関係ヘルプデスク Tel.050-5540-2026 又は国土交通省HP 自動車検査登録ポータルサイト (<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>) で御確認ください。



埼玉県マスコット「さいたまっち」「コバトン」

⑨ 不動産取得税

土地や家屋といった不動産の取得に対して課税されます。

○納める人 不動産を取得された方です。

○納める額

「不動産の価格」×「税率」

不動産の種類	土 地	家 屋	
		住 宅	その他
税 率	3%	3%	4%

(注) 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地)については、平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間に取得した場合は、価格の2分の1を控除する特例措置があります。

●「不動産」とは…

田・畑・宅地・山林・原野などの土地及び住宅・店舗・工場・倉庫などの家屋のことです。

●「取得」とは…

登記の有無、有償・無償にかかわらず、現実不動産の所有権を取得することをいいます。取得の原因は、売買・交換・贈与・新築・増築・改築等の別を問いません。

●「価格」とは…

購入価格や建築工事費の額ではなく、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録された価格をいいます。登録されていないものについては、全国的に統一された基準で県知事が決定します。

○軽減 次のような場合には、申告することにより税の軽減等を受けることができます場合があります。詳しくは各県税事務所にお問合せください。

※軽減申告の手続は納期限内にお願いします。なお、既に軽減済みの場合もありますので、ご了承ください。

- ・一定の要件に該当する住宅を取得したときや住宅用の土地を取得したとき。
- ・公共事業のために不動産を譲渡等し、譲渡等した日から2年以内に代替りの不動産を取得した場合や、譲渡等した日の前1年以内に代替りの不動産を取得していた場合。
- ・災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を滅失等した日から2年以内に取得した場合や、不動産を取得しておおむね6か月以内に災害により滅失又は損壊した場合。
- ・譲渡担保財産を取得した後、債権の消滅により、設定の日から2年以内に譲渡担保財産が設定者に戻った場合。
- ・取り壊すことを条件として家屋を取得し、取得後使用することなくただちに(おおむね6か月以内に)取り壊した場合。

○徴収の猶予 次のような場合には、申告することにより軽減額に相当する税額の徴収を猶予することができます場合があります。詳しくは各県税事務所にお問合せください。

※申告の手続は納期限内にお願いします。

- ・住宅用の土地を取得した後、その土地の上に軽減に該当する住宅を建築しているが、まだ住宅が完成していない場合。
- ・譲渡担保財産を取得した後、債権の消滅により、設定の日から2年以内に譲渡担保財産が設定者に戻ることが確実な場合。

※参考 不動産に係る税は、次のようなものがあります。

取得

不動産取得税(県税)
相続税・贈与税(国税)
登録免許税(国税)
消費税(国税)
地方消費税(県税)

保有

固定資産税(市町村税)
都市計画税(市町村税)

譲渡

所得税(国税)
県民税(県税)
市町村民税(市町村税)

⑩ 鉱区税

石灰石などの鉱物を掘る権利のある人に課税されます。

○納める人 県内に鉱区を持っている鉱業権者

○納める額

(1) 砂鉱を目的としない鉱区 試掘鉱区…面積100アールごとに年額200円

採掘鉱区…面積100アールごとに年額400円

※ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは、上記の税率の3分の2です。

(2) 砂鉱を目的とする鉱区 面積100アールごとに年額200円

⑪ 狩猟税

狩猟者の登録を受けることによって課税されるもので、その収入は鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てられます。

○納める人 狩猟者の登録を受ける人

○納める額

免許の種類等				税額
第一種銃猟・ 網猟・わな猟	住民税所得割の納付を要しない人	控除対象配偶者又は扶養親族でない人		第一種銃猟11,000円 網猟・わな猟5,500円
		住民税所得割の納付を要しない人の控除対象配偶者又は扶養親族		
		住民税所得割の納付を要する人の控除対象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事	
			農林水産業ではない	第一種銃猟16,500円 網猟・わな猟8,200円
	住民税所得割の納付を要する人			
第二種銃猟				5,500円

※対象鳥獣捕獲員は平成27年4月1日から令和11年3月31日まで課税免除

※狩猟者登録を申請した日前1年以内に、鳥獣による被害防止等のための許可捕獲に従事した人の税率は平成27年4月1日から令和11年3月31日まで上記の2分の1

※県内で許可捕獲を行う認定鳥獣捕獲等事業者の従事者は平成27年5月29日から令和11年3月31日まで課税免除



埼玉県マスコット「さいたまっち」

⑫ 地方消費税

地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、物品の販売や貸付け、サービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税されます。

○納める人 物品の販売や貸付け、サービスの提供を行う事業者や輸入を行う人。（税金分は販売する物品やサービスの価格に転嫁されて、最終的には消費者が負担することになります。）

○納める額 消費税額の78分の22です。
消費税率（7.8%）に換算すると2.2%で、合わせた負担率は10%となります。
※ 軽減税率では、消費税率（6.24%）に換算すると1.76%で、合わせた負担率は8%となります。

○申告と納税 国内取引…当分の間、税務署に消費税と併せて申告納付します。
輸入取引…税関に消費税と併せて申告・納付します。

○市町村への交付 県に納められた地方消費税の2分の1は、県内の市町村に交付されます。

⑬ 軽油引取税

軽油の引取りに対して課税されます。

※ 灯油や重油などの炭化水素油又はこれらを混和したものを自動車の燃料として使用、販売した場合にも軽油引取税がかかります。

○納める人 元売業者や特約業者から軽油を引き取った（購入した）人です。元売業者や特約業者は、代金と一緒に軽油引取税を受け取り、県に納めます。

○納める額 1リットルにつき、15円

○免税制度 法令で定められる特定の用途に供される軽油については、軽油引取税が免税となる制度があります。

（例）農業を営む者の動力耕うん機等の動力源の用途

○不正軽油とは

軽油には、1リットル当たり15円の軽油引取税が課せられます。この軽油引取税を不当に逃れることを目的として、主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通している燃料や自動車用に使われる灯油や重油などが、不正軽油です。

不正軽油は、軽油引取税の脱税だけでなく、大気汚染を引き起こし、また、軽油を使用する業者や軽油の販売業者の公正な競争を妨げます。不正軽油の製造、運搬、販売、使用は犯罪（地方税法違反）です。

○指定市（さいたま市）への交付 県に納められた軽油引取税に、県の道路面積に占める指定市の道路面積の割合等を乗じた額が指定市に交付されます。

⑭ ゴルフ場利用税

ゴルフ場の利用に対して課税されます。

○納める人 ゴルフ場を利用した人です。ゴルフ場の経営者は、利用料金と一緒にゴルフ場利用税を受け取り、県に納めます。

○納める額 利用料金、ホール数及び芝生の状況などにより、ゴルフ場ごとに税率が決められています。
特級／1,200円 ～ 10級／300円 （一人、1日につき）

○市町村への交付 県に納められたゴルフ場利用税の70%は、そのゴルフ場が所在する市町村に交付されます。

○非課税 次の場合は、ゴルフ場利用税を課税しません。

- （１）年齢が18歳未満の者、70歳以上の者が利用する場合。
- （２）障害者（療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳等の交付を受けている方）が利用する場合。
- （３）国民体育大会・国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）において、出場選手が利用する場合。
- （４）学生、生徒、児童又はその引率教員が、学校における保健体育の実技又は公認の課外活動として利用する場合。

※非課税の適用を受けるには、ゴルフ場利用税非課税申出書をゴルフ場に提出し、それぞれの要件に該当していることを運転免許証、身体障害者手帳等の書類を提示して証明することが必要です。

⑮ 県たばこ税

たばこの消費に対して課税されます。

○納める人 たばこの消費者が負担し、日本たばこ産業（株）や卸売販売業者などが県に納めます。

○納める額 1,000本につき、1,070円。

《参考》たばこの代金の中には、たばこ税（国税）、たばこ特別税（国税）、県たばこ税（県税）、市町村たばこ税（市町村税）、消費税（国税）、地方消費税（県税）が含まれています。
20本入り定価580円のたばこ1箱の中には、約358円の税金が含まれています。

（例）20本入りたばこ1箱の
税金
（定価580円の場合）

国たばこ税（国税）	136.04円
たばこ特別税（国税）	16.40円
県たばこ税（県税）	21.40円
市町村たばこ税（市町村税）	131.04円
消費税額	52.72円

＋)

合 計

357.60円



県税の納税窓口

- (1) スマートフォン決済アプリ（eLマークが記載されている納付書で、納期限又は納付指定日までのものに限ります。利用できるスマートフォン決済アプリの種類等は地方税お支払サイト参照）（https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment_application）
- (2) 地方税お支払サイト（令和8年9月24日から「eLお支払サイト」に名称変更）を利用した納付
令和5年4月から、納付書等にeLマーク、eL-QR（地方税統一QRコード）やeL番号（納付書番号）を記載しています。
eL-QRやeL番号を利用して、クレジットカードやインターネットバンキングなどによる納付が可能です。
- (3) クレジットカードによる納付（eLマークが記載されている納付書で、納期限又は納付指定日までのものに限ります。パソコンやスマートフォンから「地方税お支払サイト」での納付。利用できるクレジットカードの種類等は地方税お支払サイト参照）
- (4) 地方税共通納税システムを利用した納付
法人住民税、法人事業税、個人住民税（特別徴収分、退職所得分）など。詳しくはeLTAX（エルタックス）ホームページ参照。（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）
- (5) 「Pay-easy（ペイジー）」を利用した納付（「Pay-easy（ペイジー）」マークが記載されている納付書に限ります。詳しくは県税務課ホームページ参照）
（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashi/index/z-3.html#link7>）
- (6) 次のコンビニエンスストア（50音順。自動車税、個人事業税及び不動産取得税のうちバーコードが印刷されている納付書で納付する場合で、納期限又は納付指定日までのものに限ります。）

・スリーエイト	・生活彩家	・セイコーマート	・セブン-イレブン
・デイリーヤマザキ	・ニューヤマザキデイリーストア	・ハマナスクラブ	・ファミリーマート
・ポプラ	・ミニストップ	・ヤマザキスペシャルパートナーショップ	
・ヤマザキデイリーストア	・ローソン	・MMK設置店（NewDays（一部店舗除く）等）	
- (7) 埼玉県内の銀行、信用金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、中央労働金庫の本・支店（所）
- (8) 埼玉県外の埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、足利銀行、常陽銀行、千葉銀行、きらぼし銀行、東和銀行、栃木銀行、東京スター銀行、しのめ信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫、朝日信用金庫、東京東信用金庫、亀有信用金庫、足立成和信用金庫、西京信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、瀧野川信用金庫、巣鴨信用金庫、青梅信用金庫及び中央労働金庫の本・支店

eLマークが記載されている納付書の場合、上記以外の対応金融機関でも納付できます。
対応金融機関はeLTAX（エルタックス）ホームページ参照。
（<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>）
- (9) 全国のゆうちょ銀行・郵便局
ただし、納付書にPay-easy（ペイジー）マークが記載されていない場合は、埼玉県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県内に所在するゆうちょ銀行・郵便局に限ります。
- (10) 県税事務所及び自動車税事務所（自動車税事務所各支所では納付できません。）



納税の猶予

○徴収猶予

次の場合で納税できないときには、税の徴収が猶予されることがあります。

なお、猶予される金額が 100 万円を超えるときは、原則として担保が必要です。猶予される期間は、1 年以内（事情により最高 2 年まで）です。

- 財産が災害（震災、風水害、火災など）又は盗難にあったとき
- 本人や生計を一にする親族が病気や負傷をしたとき
- 事業を廃止又は休止したとき
- 事業に大きな損失を受けたとき

○申請による換価の猶予

県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合などで、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、申請をすることにより、換価の猶予が認められる場合があります。

なお、猶予される金額が 100 万円を超えるときは、原則として担保が必要です。猶予される期間は、1 年以内（事情により最長 2 年まで）です。

また、猶予が認められた県税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。



納期限の延長

災害などにより、納期限までに納税や申告などができないときには、期限が延長されます。延長される期限は、災害などがやんだときから 2 か月以内です。



県税の減免（主なもの）

次のとおり、それぞれの理由に該当する場合には、県税が減額又は免除されることがあります。このほかにもいろいろな軽減制度があります。必要書類など、詳しくは県税事務所・自動車税事務所にお問い合わせください。

障害者を対象としたもの

《自動車税》

- 障害者又は障害者と生計を一にする方が所有する自動車で、障害者のために使用される場合

◇ 1 人の障害者につき 1 台に限られます。

災害により被害を受けた方を対象としたもの

《事業税》

- 災害により被害を受けた場合

《不動産取得税》

- 災害により不動産に被害を受けたため、それに代わる不動産を 2 年以内に取得した場合
- 取得した不動産がその取得後おおむね 6 か月以内に災害を受けた場合

《自動車税》

- 災害により被害を受けた場合

延滞金

税金を納期限までに納めないときに、徴収されます（計算方法は次の①②によります。）。

① 納期限の翌日から1か月を経過する日まで

税額に年「延滞金特例基準割合＋1%（R8. 1. 1～R8. 12. 31 までは2.8%）」の割合を乗じて得た額

② それ以後納付日まで

税額に年「延滞金特例基準割合＋7.3%（R8. 1. 1～R8. 12. 31 までは9.1%）」の割合を乗じて得た額

- ※ 延滞金特例基準割合＝財務大臣が告示する割合＋1%
- ※ 告示された割合によって、延滞金の割合が変更になる場合があります。
- ※ 100円未満の端数又は全額が1,000円未満の延滞金は切り捨てます。

加算金

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税について、事実より少なく申告をしたり、申告をしなかったり、また、税を免れようとした場合に徴収されます。

○過少申告加算金

期限内に申告をした場合で、その申告が実際より少額なため、後日増額の申告をしたり、又は増額の更正を受けた場合に徴収されます。

過少申告加算金＝増差税額×10%（15%）

○不申告加算金

期限内に申告しなかった場合に徴収されます。

不申告加算金＝納める税額×5%又は15%（20%※1）（さらに10%を加算する場合があります※2）

- 期限後に自発的に申告書を提出した場合は5%になります。
- 期限から1か月以内に自発的に申告書を提出した場合で、期限内に申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合には、不申告加算金は徴収されません

○重加算金

二重帳簿などによって故意に税を免れようとした場合に徴収されます。

この場合には、過少申告加算金、不申告加算金は徴収されません。

【期限内に申告をしている場合】 増差税額×35%

【期限後に申告をしたり、申告をしなかった場合】 納める税額×40%（さらに10%加算する場合があります※2）

※1 令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する不申告加算金の割合が30%に引き上げられます。

※2 平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものに適用されます。

※3 令和7年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものから、不正事実に基づき更正請求書を提出した場合も重加算金の対象となります。

詳しくは…



埼玉県 税務課ホームページ「くらしと県税」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashi/index/index.html>



次ページの県税事務所、自動車税事務所にお問い合わせください。

県税に関するお問合せ先

県税事務所	電話番号	管轄地域
さいたま県税事務所 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5	(048)822-5131	さいたま市(岩槻区を除く)
川口県税事務所 〒332-0035 川口市西青木 2-13-1	(048)252-3571	川口市・蕨市・戸田市
上尾県税事務所 〒362-8527 上尾市大字南 239-1	(048)772-7111	鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町
朝霞県税事務所 〒351-0025 朝霞市三原 1-3-1	(048)463-1671	朝霞市・志木市・和光市・新座市
川越県税事務所 〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17	(049)242-1801	川越市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・ふじみ野市・三芳町
所沢県税事務所 〒359-8585 所沢市並木 1-8-1	(04)2995-2112	所沢市・狭山市
飯能県税事務所 〒357-8502 飯能市双柳 353	(042)973-5612	飯能市・入間市・日高市・毛呂山町・越生町
東松山県税事務所 〒355-0024 東松山市六軒町 5-1	(0493)23-8946	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町
秩父県税事務所 〒368-0042 秩父市東町 29-20	(0494)23-2110	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村
本庄県税事務所 〒367-0026 本庄市朝日町 1-4-6	(0495)22-6153	本庄市・美里町・神川町・上里町
熊谷県税事務所 〒360-8501 熊谷市末広 3-9-1	(048)523-2809	熊谷市・深谷市・寄居町
行田県税事務所 〒361-8503 行田市本丸 2-20	(048)556-5067	行田市・加須市・羽生市
春日部県税事務所 〒344-8555 春日部市大沼 1-76	(048)737-2110	さいたま市岩槻区・春日部市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町
越谷県税事務所 〒343-8503 越谷市越ヶ谷 4-2-82	(048)962-2191	草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町

●自動車税についてのお問合せ

自動車税事務所	電話番号
自動車税事務所 〒330-0844 さいたま市大宮区下町 3-8-3	(048)658-0226
自動車税事務所大宮支所 〒331-8580 さいたま市西区中釘 2152	(048)623-0600
自動車税事務所熊谷支所 〒360-0844 熊谷市御稜威ヶ原 701-5	(048)532-8011
自動車税事務所所沢支所 〒359-0026 所沢市牛沼 690-1	(04)2998-1321
自動車税事務所春日部支所 〒344-0042 春日部市増戸 752-5	(048)763-4111

●自動車税の納税通知書の送付先、税額、納税確認、納付方法等についてのお問合せ

自動車税コールセンター	0570-012-229
-------------	--------------

●自動車税のクレジットカードやスマートフォン決済アプリでの納付方法等についてのお問合せ

地方税お支払サイト ヘルプデスク	0570-080-481
------------------	--------------

※この資料は、令和8年7月現在の状況で作成しています。